

# 南島原市原油価格・物価高騰対策支援金申請要領

(南島原市 商工振興課)

## ア. 支援金の概要

新型コロナウイルス感染症の拡大や世界情勢の変化等に伴い、原材料、燃料及び光熱水費の価格が高騰したことにより事業に影響を受けた中小事業者に対し、事業の継続の取組に必要な原油価格・物価高騰対策支援金を支給します。

## イ. 申請要件

支援金の申請をできる者は、次の1～5全ての要件を満たす中小事業者です。

1. 令和4年8月10日時点において、法人の場合は本社所在地、個人事業者の場合は住民票上の住所が、南島原市内にあること（ただし、農業者及び漁業者を除く。）
2. 下記のいずれかに該当していること
  - ア. 対象月の原材料、燃料及び光熱水費の1月平均額が、基準年の原材料、燃料及び光熱水費の1月平均額と比較して10%以上増加したこと
  - イ. 新型コロナウイルス感染症の影響で事業規模を縮小したなど前段アの算定方法では要件に該当しない場合であって、対象月の原材料、燃料及び光熱水費の1月平均額が、対象月の売上金額の1月平均額に基準原価率（基準年の原材料、燃料及び光熱水費の額を基準年の売上金額で除した率）を掛けて算出した基準推定経費の額と比較して10%以上増加したこと

対象月	令和4年4月から9月までの月で連続する3月
-----	-----------------------

基準年	(個人) 令和3年又は令和2年のいずれかを選択 (法人) 現在の事業年度の前期又は前々期のいずれかを選択
-----	---

原材料費	申告書又は決算書で仕入金額（製品製造原価）として計上している額
燃料費	申告書又は決算書で燃料費として計上している額
光熱水費	申告書又は決算書で水道光熱費として計上している額

3. 対象原価率（対象月の原材料、燃料及び光熱水費の額を対象月の売上金額で除した率）が基準原価率（基準年の原材料、燃料及び光熱水費の額を基準年の売上金額で除した率）を上回っていること
4. 令和4年3月31日以前から、事業を営んでいること
5. 市税の滞納が無いこと

## ウ. 支給額等

### 1. 支給額等

- (1) 対象月の原材料、燃料及び光熱水費の1月平均額が、基準年の原材料、燃料及び光熱水費の1月平均額と比較して10%以上増加した事業者

$$\text{①} = \left[ \begin{array}{l} \text{対象月の原材料、燃料及び} \\ \text{光熱水費の1月平均額} \end{array} \right] - \left[ \begin{array}{l} \text{基準年の原材料、燃料及び} \\ \text{光熱水費の1月平均額} \end{array} \right]$$

$$\text{①} \times 3 (\text{月}) \times 1/2 = \text{支援金の支給額 (千円未満切捨て)}$$

※基準年の売上金額に応じて、下記のとおり支援金の限度額があります。

基準年の売上金額	支援金の限度額
3,000万円未満	10万円
3,000万円以上5,000万円未満	20万円
5,000万円以上1億円未満	30万円
1億円以上5億円未満	40万円
5億円以上	50万円

- (2) 対象月の原材料、燃料及び光熱水費の1月平均額が、対象月の売上金額の1月平均額に基準原価率（基準年の原材料、燃料及び光熱水費の額を基準年の売上金額で除した率）を掛けて算出した基準推定経費の額と比較して10%以上増加している事業者

$$\text{基準推定経費} = \left[ \begin{array}{c} \text{対象月の売上} \\ \text{金額の1月平} \\ \text{均額} \end{array} \right] \times \left[ \begin{array}{c} \text{基準年の原材} \\ \text{料、燃料及び光} \\ \text{熱水費} \end{array} \right] \div \left[ \begin{array}{c} \text{基準年の} \\ \text{売上金額} \end{array} \right]$$

$$\text{①} = \left[ \begin{array}{c} \text{対象月の原材料、燃料及び} \\ \text{光熱水費の1月平均額} \end{array} \right] - \left[ \begin{array}{c} \text{基準推定経費} \end{array} \right]$$

$$\text{①} \times 3 \text{ (月)} \times 1/2 = \text{支援金の支給額 (千円未満切捨て)}$$

※支援金の限度額は、上記(1)と同様です。

## エ. 申請手続き等

1. 支援金の申請受付期間

令和4年9月12日(月)から令和4年12月28日(水) ※消印有効

2. 申請書類等

次の申請書類を提出してください。

なお、必要に応じて追加書類の提出や説明を求めることがあります。

また、提出いただいた申請書類は返却いたしません。

【申請書類及び添付書類】(南島原市指定の様式)

- ① 南島原市原油価格・物価高騰対策支援金申請書(様式第1号)
- ② 対象要件確認シート(様式第1号の1)
- ③ 誓約書兼同意書(様式第2号)
- ④ 市税納付に係る誓約書兼同意書(様式第3号)
- ⑤ (ア) 個人にあつては、基準年分の所得税確定申告書(又は住民税申告書)及び青色申告決算書(又は収支内訳書)の写し  
(イ) 法人にあつては、基準年分の決算書及び法人税確定申告書、法人事業概況説明書の写し
- ⑥ 基準年の原材料、燃料及び光熱水費の額が確認できる帳簿等の写し  
(基準年分の確定申告書等で額が確認できる場合は不要)
- ⑦ 対象月の原材料、燃料及び光熱水費の額が確認できる帳簿等の写し
- ⑧ 対象月の売上金額が確認できる帳簿等の写し

- ⑨ 振込先口座の通帳の見開き 1 ページ目の写し
- ⑩ 運転免許証など、本人を確認できるものの写し ※個人事業者の場合のみ
- ⑪ チェック後の申請書類チェックシート

### 3. 支援金の申請に必要な書類の入手方法

次の方法（場所）で、申請に必要な書類等を入手することができます。

- 南島原市ホームページからダウンロード
- 南島原市商工振興課及び各支所、商工会の窓口

### 4. 申請方法

下記の申請先へ郵送又は持参してください。なお、郵送の場合は、「簡易書留」や「レターパック」など郵便物が追跡できる方法でお願いします。

#### 【申請先】

〒859-2211 南島原市西有家町里坊 96-2  
南島原市地域振興部商工振興課

### 5. 通知、支給の決定等

- ① 申請書類の審査の結果、支援金を支給する旨の決定をしたときは、支給決定通知書を送付します。
- ② 審査の結果、申請額と支給額が異なる場合があります。
- ③ 審査の結果、支援金を支給しない旨の決定をしたときは、後日不支給に関する通知を送付します。

## オ. その他留意事項等

1. 「申請書類チェックシート」をよく確認し、記入・添付の上申請して下さい。
2. 支援金の支給決定後、申請要件に該当しない事実や不正が発覚した場合は、支援金の支給決定を取り消し、支援金を全額返還いただくとともに、支援金受領の日から返還の日までの日数に応じた加算金の納付を求めることがあります。
3. 申請内容に不正があった場合には、支援金の支給を受けた事業者名、店舗名などの情報を公表することがあります。

#### 【お問合せ先】

南島原市商工振興課 電話番号 0957-73-6633

開設時間 令和4年9月12日（月）～12月28日（水）

8時30分～17時15分（土日祝日を除く）